



報道関係者各位  
プレスリリース

2020年12月1日



解禁日時：設定なし

## 高圧ガス製造等の許可申請・届出の支援事業開始

令和2年7月1日に経済産業省の通達（20170718保局第1号）が改正され、「都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務に当たっては、必要に応じて申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。」と規定されました。

これを受け、都道府県等への許可申請または届出が必要な高圧ガスの製造、貯蔵について、申請または届出内容が省令、例示基準等の技術上の基準に適合しているかどうかを KHK が事前に評価する事業を始めました。許可申請、届出でお困りの際は、是非ご活用ください。

### 〇通達改正について

昨今、都道府県等における保安行政を担う職員の高齢化が進むとともに、後継となる若手職員の人材が不足し、保安特有の知見・知識の蓄積や継承がより困難な状況になっています。さらに高圧ガス設備の耐震性強化に必要な技術や進展するIT技術にかかる高圧法上の審査や検査がより複雑化しています。

こうした都道府県等における保安行政を巡る課題に対して、都道府県等が新しい技術や知見を踏まえた保安行政を遂行するため、専門的知見の支援体制の構築など、中長期的な保安行政の在り方について、経済産業省からの委託を受けKHKで検討を行いました。

全国65都道府県等へのアンケートを行った結果、半分以上から「自治体単独での審査が難しい案件がある」と回答があり、その理由としては、「専門的な知見」が不足しているという回答が最も多いものでした。

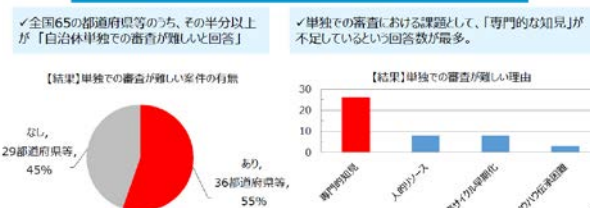
都道府県等において複雑かつ高度化する審査を遂行するためには、KHKなどの専門機関を活用し、中立性を確保しながら審査をサポートすることが重要であるといったことから、令和2年7月1日に通達が改正され、「都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務に当たっては、必要に応じて申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。」と規定されました。

(参考1) 高圧ガス小委員会資料（令和2年3月12日）

#### 都道府県等における保安行政を巡る課題

- 昨今、都道府県等における保安行政を担う職員の高齢化が進むとともに、後継となる若手職員の人材が不足。これにより、保安特有の知見・知識の蓄積や継承がより困難に。
- さらに高圧ガス設備の耐震性強化に必要な技術や進展するIT技術にかかる高圧法上の審査や検査がより複雑化する。
- こうした課題に対して、都道府県等が新しい技術や知見を踏まえた保安行政を遂行するため、専門的知見の支援体制の構築など、中長期的な保安行政の在り方について検討を行った。

#### 全国65都道府県等へのアンケート結果



#### 都道府県等の実態を踏まえた今後の対応

- 都道府県等において複雑かつ高度化する審査をこなすためには、高圧ガス保安協会などの専門機関を活用し、中立性を確保しながら審査をサポートすることが重要。
- 既存の通達において、審査時における外部調査機関の活用を認めている一方、通達上の記載の理由から、都道府県等による外部調査機関の活用実績がほとんどないことが判明。
- こうした課題を踏まえ、以下の案により通達を改正することにより、都道府県等による調査機関の更なる活用を促進し、保安行政の維持を図る。

#### 都道府県等が外部調査機関を活用しない理由

- ✓既存の通達では外部調査機関について具体性がない
- ✓調査機関としての中立性や技術レベルが適当か否かの判断できない

通達改正により、都道府県等による調査機関の活用を促進し、中立性を確保しながら保安行政の体制維持を実現する

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）【改正案】

第8条関係（許可の基準）

（1）都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務（第14条第3項で準用する場合を含む。）に当たっては、必要に応じて事業者が申請書に添付した協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。ただし、

## OKHKが行う支援事業について

令和2年7月1日の通達改正を受け、KHKでは、事業者の許可申請・届出のサポートを目的として「適合性評価関係委託調査等」を開始しました。都道府県等への許可申請または届出が必要な高圧ガスの製造、貯蔵について、申請または届出内容が省令、例示基準等の技術上の基準に適合しているかどうかをKHKが事前に評価いたします。

例えば、「設計コンサルタントが作成した貯槽基礎の耐震設計計算書が例示基準KHKS0861(2018)の通りに行われているか評価してほしい。」といった場合には、KHKS0861(2018)に規定されている方法で液状化判定、許容応力、地盤支持力、基礎フーチングの配筋計算などが計算されているか、KHKの耐震担当職員が計算書をチェックし、基準どおり計算されていれば適合評価書を発行します

そのほかにも圧縮水素スタンドの設置許可申請書をチェックしてほしいなどの様々なご要望に応じて評価を行います。

許可申請、届出でお困りの際は、是非ご活用ください。KHKの適合性評価委託調査等をご活用いただき、法令の要求事項に対して、より確実に適合性をご確認いただき、自治体での審査がよりスムーズになれば幸いです。

詳細については、下記のKHKのウェブサイトをご参照ください

[https://www.khk.or.jp/inspection\\_certification/in-service/commissioned\\_research.html](https://www.khk.or.jp/inspection_certification/in-service/commissioned_research.html)



### 【本発表に関するお問合せ先（事務局）】

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当：大野

電話：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163

Mail：hpg@khk.or.jp URL：[www.khk.or.jp](http://www.khk.or.jp)